

新潟市営住宅の新たな入居者募集（ポイント制） についてご意見をお寄せください

パブリックコメント意見募集

新潟市営住宅の入居者募集においては、公開による抽選会優遇方式を採用し、障がい者の方がいる世帯や子育て世帯など、住宅の確保に特別な配慮が必要な世帯に対する優遇を行いながら実施しています。

平成 29 年度より現行の抽選方式に加えて、住宅困窮の度合いをポイント化し、ポイントの高い申込者から選考により入居者を決定する新たな募集方法（ポイント制）を実施することとしました。

この新たな募集方法における、住宅困窮の度合いをはかる項目・配点（案）について市民の皆様からご意見を募集いたします。

● 本市におけるポイント項目・配点（案） ※詳細は資料 1 を参照

評価項目について、1 居住環境、2 収支状況、3 世帯状況の 3 つに区分

1 居住環境 50点

項目趣旨：公営住宅法施行令の入居者選考基準の具体的例示をもとに策定

配点理由：住宅に係る困窮理由として高い配点を設定

具体例：非住宅（居住用以外の建物）に居住している

立ち退き要求を受けている など

※非住宅に居住の場合は、困窮度合が高いとして通常の世帯より高く配点

2 収支状況 20点

項目趣旨：公営住宅法施行令の入居者選考基準の具体的例示をもとに策定

配点理由：収入面での困窮理由として様々な世帯状況に対応するため配点を幅広く設定

具体例：世帯全体の所得に占める家賃割合

3 世帯状況 30点

項目趣旨：特に居住の安定の確保に配慮する必要がある世帯を対象に策定

配点理由：公営住宅法の規定に基づき、新潟市営住宅条例で定める世帯について福祉的な支援が必要であることから居住環境に次いだ配点を設定

具体例：障がい者世帯、子育て世帯 など

(参考) 制度概要

1 市営住宅の入居選定について

- (1) 法令の原則：住宅に困窮する実情に応じ，住宅困窮順位を定め，入居者を決定
- (2) 本市の状況：公開による抽選会優遇方式を採用
- 【特徴】当落がわかりやすい，住宅確保要配慮世帯を優遇している
 - 【課題】より住宅困窮の度合いが高い者が入居できていない場合がある

【対応策】

現行の抽選方式に加え，住宅困窮の度合いをポイント化し，ポイントが高い申込者から入居者を決定する **ポイント制** を導入して対応

2 本市におけるポイント制について

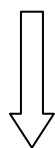
- (1) 選定方法 … 選考により入居者を選定
- (2) 困窮度合 … 住宅困窮の度合いをはかる項目等をポイント化
例) 非住宅（倉庫など）に居住，家賃負担割合が高い，
他世帯と同居，立退要求（自己都合除く）の有無など
- (3) 申込方法 … 現行の抽選方式とは別枠で実施

両方に申し込み可能 { 一般抽選会：現行方式を維持（年5回開催）
ポイント制：新規開催（年2回）

※平成29年度については，試行的に1回のみ

3 今後の予定

平成29年3月13日～4月11日 パブリックコメントの実施



パブリックコメントの結果公表
ポイント制要綱の制定，制度の周知
市報にいがた，ホームページにおいて募集の告知

9月 ポイント制実施